

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月21日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 田 中 章 裕

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月 5日から 令和 7年 6月12日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月19日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 7月 3日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 6月27日 午前10時00分から 令和 7年 6月27日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月21日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	16,000,000 12,800,000	一括	3,200,000	39,459	12,778
1	1,740,000				
2	3,800,000				
3	10,460,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 城陽市平川茶屋裏
 地 番 4番4
 地 目 宅地
 地 積 50.00平方メートル

- 2 所 在 城陽市平川茶屋裏
 地 番 5番2
 地 目 宅地
 地 積 109.09平方メートル

- 3 所 在 城陽市平川茶屋裏 5番地2
 家屋 番号 5番2
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 41.12平方メートル
 2階 41.12平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 浴室・便所
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 12.13平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 車庫



物 件 目 録

構 造 鉄骨造陸屋根平家建

床 面 積 約32平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 3月11日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 田 中 章 裕

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



11

物 件 目 録

- 1 所 在 城陽市平川茶屋裏
 地 番 4番4
 地 目 宅地
 地 積 50.00平方メートル

- 2 所 在 城陽市平川茶屋裏
 地 番 5番2
 地 目 宅地
 地 積 109.09平方メートル

- 3 所 在 城陽市平川茶屋裏 5番地2
 家屋 番号 5番2
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 41.12平方メートル
 2階 41.12平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 浴室・便所
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 12.13平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 車庫



物 件 目 録

構 造 鉄骨造陸屋根平家建

床 面 積 約32平方メートル



令和6年(ケ)第215号
(物件1～3)
令和7年1月28日受理
令和7年3月11日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 寺 雅 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 城陽市平川茶屋裏 |
| | 地 番 | 4 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 50.00 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 城陽市平川茶屋裏 |
| | 地 番 | 5 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.09 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 城陽市平川茶屋裏 5 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 5 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 41.12 平方メートル
2 階 41.12 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 浴室・便所 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 12.13 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1、2			
現況地目	■宅地(物件1、2) □公衆用道路() □ (物件)			
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □			
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる □種類: □構造: □床面積:			
物件目録にない附属建物	□ない ■ある { 種類:車庫 構造:鉄骨造陸屋根平家建 床面積:約32㎡			
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

- 1 物件1および物件2の土地は、一体化しており、物件3の建物の敷地となっているが、両土地は東側で建築基準法上の道路（府道）に接面している。
- 2 物件1の土地の北西側に井戸がある。
- 3 公図には、物件2の土地の地番が「5-2-4」とあるが、「5-2」とであるとする。
- 4 物件3の建物と南側で接する形で未登記付属建物車庫が存在する。
- 5 物件3の建物の附属建物も主である建物と一体化している。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	本件建物には、私と家族が居住しています。他の誰にも貸していません。 本件建物に雨漏り等の不具合箇所はありません。

(執行官の意見用)

執行官の意見

- 1 物件3の建物は、所有者が、その家族と共に居宅として使用していることが認められる。
- 2 上記関係人の陳述および本件物件の立入調査時の状況等から、2ページのとおりに認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおりに

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年1月29日 15:40-16:00	物件所在地	外部調査、写真撮影、所有者の子と面談、照会書交付
7年2月20日 14:40-15:10	物件所在地	所有者と面談、立入調査、写真撮影
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

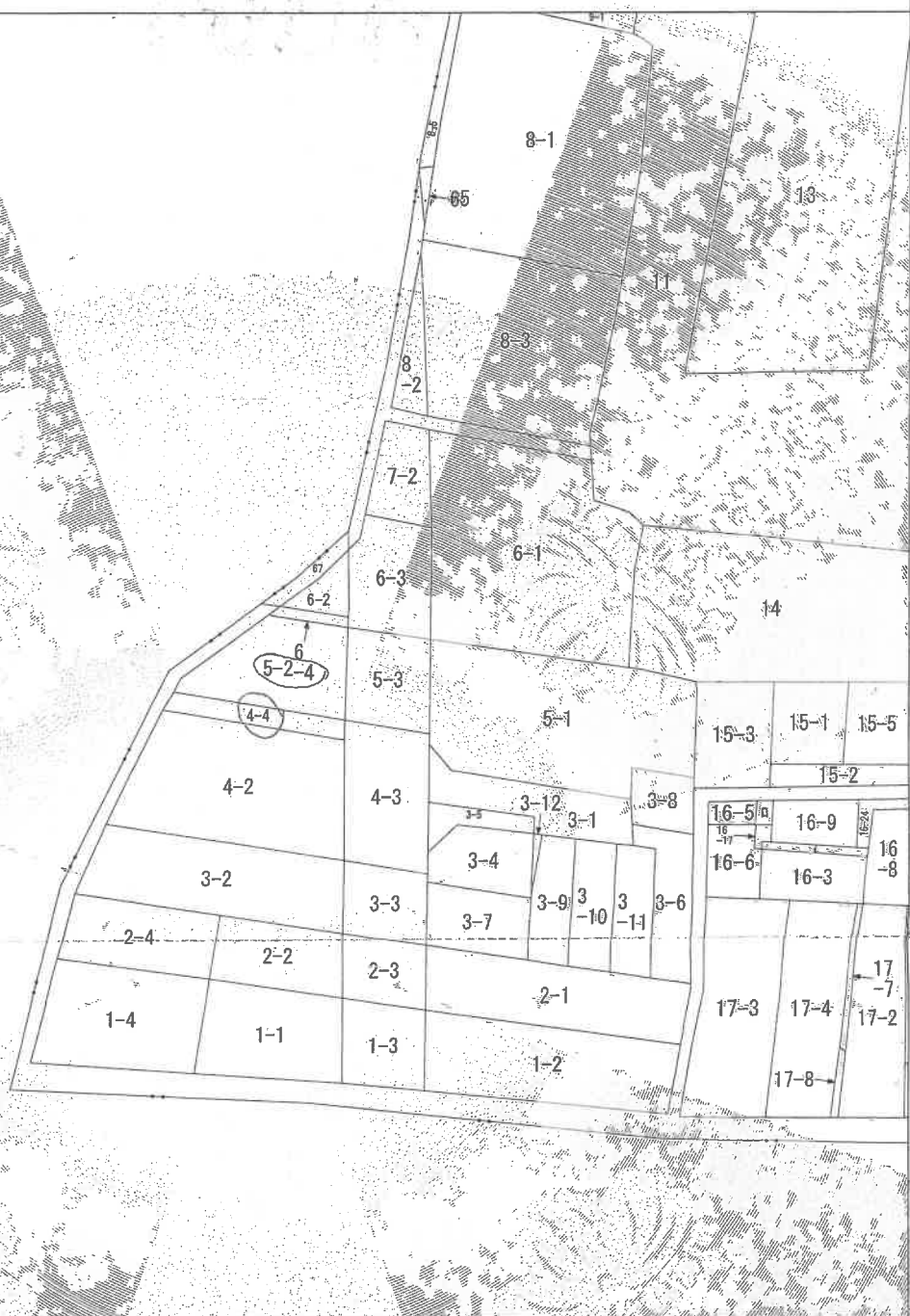
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

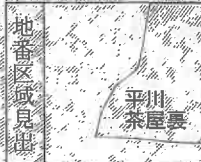
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部	所 在	城陽市平川茶屋裏				地 番	5番2			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面			
作 成 年月日						補 記 事 項	旧土地台帳附属地図			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方法務局宇治支局管轄)

令和6年9月27日

大阪法務局

請求番号：21-1

(1/1)

登記官

5

登記年月日：昭和42年7月22日

0071386

昭和42年7月22日

區測積地

地 理

土地の所在
久世郡成陽町大畑川以東屋敷4番地之2

製 年 月 日

和四貳年七月拾七

申請人

A4判に縮小

道有正

求積表

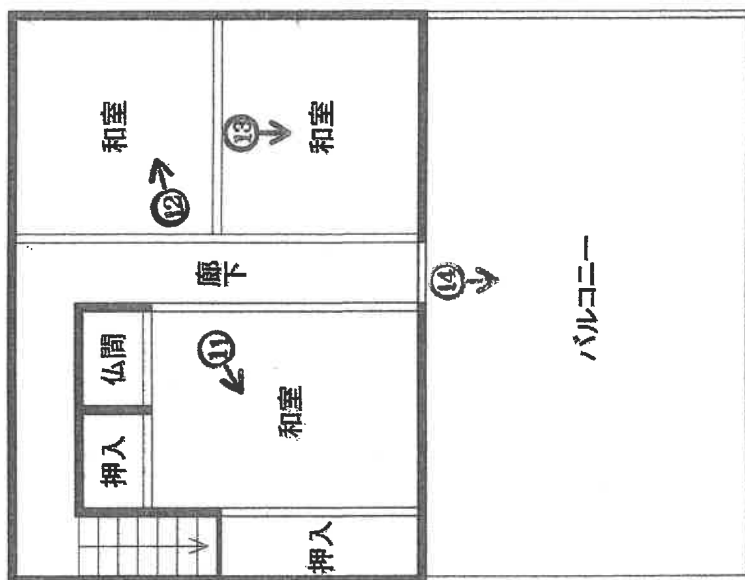
$$\begin{aligned} 19.10 \times 2.75 &= 54.175 \text{ m}^2 \\ 17.10 \times 2.70 &= 46.170 \text{ m}^2 \\ \text{Net } 100.345 \text{ m}^2 &= 50.1735 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

(京都 大津地方法務局 京都、相模原市、相模原市議会定用紙)

民 112

請求番号: 21-2

主である建物 2階



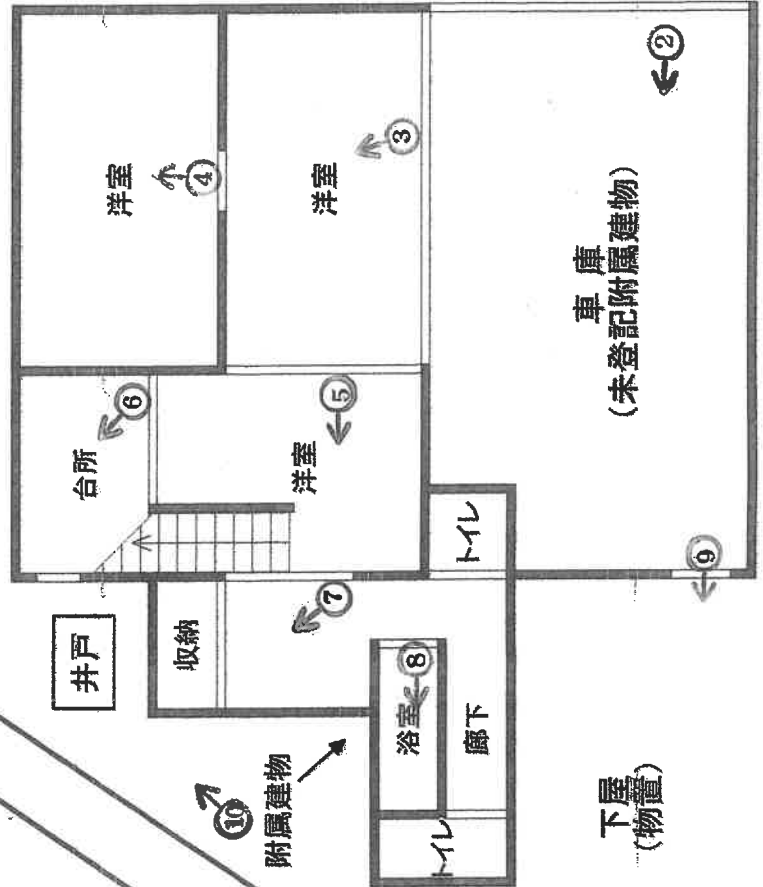
写真撮影位置方向
↑

①

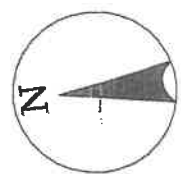
城陽市が所有する雑種地

府道城陽宇治線

主である
建物



下屋
(物置)



1階・配置図

物件3



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14

令和 6 年 (ケ) 第 215 号
令和 7 年 2 月 20 日 現地調査
令和 7 年 3 月 3 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宇 野 行 将

第1 評価額

一 括 価 格			
金		16,000,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	1,740,000	円
物件2（土地）	金	3,800,000	円
物件3（建物）	金	10,460,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地番 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地 地番 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
3	所在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	・物件3建物の南側に以下の未登記附属建物が建築され、物件3と一体化している。 種 類 車庫 構 造 鉄骨造陸屋根平家建 床面積 約32㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1・2)

位 置 ・ 交 通	近鉄京都線「久津川」駅の北東方・道路距離約 530 m (付属資料「目的物件の位置図」参照)	
付 近 の 状 況	府道沿いに店舗、住宅等が建ち並ぶ混在商業地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準住居地域 60 % 200 % 準防火地域 第3種高度地区(最高20m) 埋蔵文化財包蔵地の指定 あり 都市計画道路(3・4・1国道24号線、計画決定のみ)
画 地 条 件	間口 約10.6 m、奥行約10.5m～約19.7mの 略台形地 第 5 図のとおり	
接面道路の状況	東側幅員 約 10 mの 府道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路) 北西側幅員 約 0.9 mの 里道 に 等高 に接する。 (建築基準法 未判定) 北側幅員 約 1.3 mの 通路 に 等高 に接する。 (北側通路は城陽市が所有する雑種地)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上水道: あり ガス配管: 都市ガスの引込なし(特記事項のとおり) 下水道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・東側府道の拡幅計画として都市計画道路が計画決定されており、本件土地の東端幅約3m程度(図上概測で正確ではない)が都市計画道路の範囲に含まれる。 ・本件土地の北西端部分に井戸がある。 ・本件土地の北側に以前は大規模商業施設があったが、現在は閉店して空き地となっている。 ・接面府道の東側に都市ガス本管が埋設されている。本件土地には現在都市ガスの引込がなく、プロパンガスを使用している。都市ガスを利用するには府道を横断する配管工事が必要となるが、その可否は不明である。工事の実施が可能かどうかは、ガス事業者や道路管理者に確認する必要がある。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和38年10月15日 新築 経 過 年 数 ： 約 61 年 経済的残存耐用年数 ： 経済的耐用年数はほぼ満了している。
仕 様	構 造 ： 軽量鉄骨造2階建 屋 根 ： 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 ： コンクリートパネル、吹付等 内 壁 ： ビニールクロス、板等 天 井 ： ビニールクロス、板等 床 ： フローリング、畳、クッションフロア等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： (付属資料「土地建物位置関係図」参照)
品 等	やや劣る
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・建築確認の有無を調査したが、見当たらなかった。 ・本件建物について、非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性を否定できない。なお、アスベストの詳細については専門調査機関による分析調査を要する。

区 分	附属建物 (符号1)
構 造 ・ 用 途 等	木造瓦葺平家建 浴室・便所 主である建物と同時期に建築されたと推測される。
利 用 状 況	現況調査報告書記載のとおり

区 分	附属建物 (未登記)
構 造 ・ 用 途 等	鉄骨造陸屋根平家建 車庫 ・建築年月日は不明であるが、城陽市税務課によると平成18年10月頃に増築が確認されているため、築後18年程度と推測した。 ・北側登記部分と一体化しており、屋上はバルコニー(物干し場)として使用されている。
利 用 状 況	現況調査報告書記載のとおり

第5 評価額算出の過程

1 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	153,000	0.95	50.00	0.90	6,540,000
2	153,000	0.95	109.09	0.90	14,270,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 宇治 5-4

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $207,000 \times 105/100 \times 100/100 \times 100/142 = 153,000$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： なし (1.00)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/109 \times 100/130 \times 100/100 = 100/142$

イ 個別格差： 三方路、形状、都市計画道路指定等(0.95)

ウ 地積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ
3	250,000	82.24	0.05	1,030,000
附属1	180,000	12.13	0.05	110,000
未登記 附属	220,000	32.00	0.30	2,110,000
計				3,250,000

ウ 現価率

・主である建物及び附属建物符号1

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.05 と査定する。

・未登記附属建物

経済的全耐用年数 30 年、経過年数 18 年、経済的残存耐用年数 12 年、残価率 0.05 の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率 0.05 ＋(1－0.05)×経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数}×(1－観察減価 0.30)
 $= 0.30$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。
なお、目的物件には賃貸需要が認められないため、収益還元法は適用しなかった。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ (万円未満四捨五入)
1	6,540,000	60%	法定地上権	3,920,000
2	14,270,000	60%	法定地上権	8,560,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,540,000	－3,920,000		95%	70%	1,740,000
2	14,270,000	－8,560,000		95%	70%	3,800,000
3	3,250,000	＋12,480,000	100%	95%	70%	10,460,000
一 括 価 格 (合計)						16,000,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要はない。

エ 市場性修正： 非飛散性アスベスト含有建材(成形板)等が使用されている可能性等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (宇治5-4)
所 在 : 宇治市広野町西裏97番5
価 格 : 207,000 円/㎡
位 置 : 近鉄京都線「大久保」駅の 東 方、道路距離約 200 m
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 279 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水あり
接 面 街 路 : 西方 9.5 m 府道
用 途 指 定 等 : 近隣商業地域 (建蔽率 80 %、容積率 200 %)
準防火地域
地 域 の 概 要 : 店舗、事務所等が建ち並ぶ駅周辺の商業地域

- 2 固定資産税評価額 (令和 6 年度)
物件1(土地): 4,324,300 円
物件2(土地): 9,434,757 円
物件3(建物): 393,345 円 (主である建物・附属建物符号1)
132,129 円 (未登記附属建物)

第7 付属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
2 付 近 地 図

以上

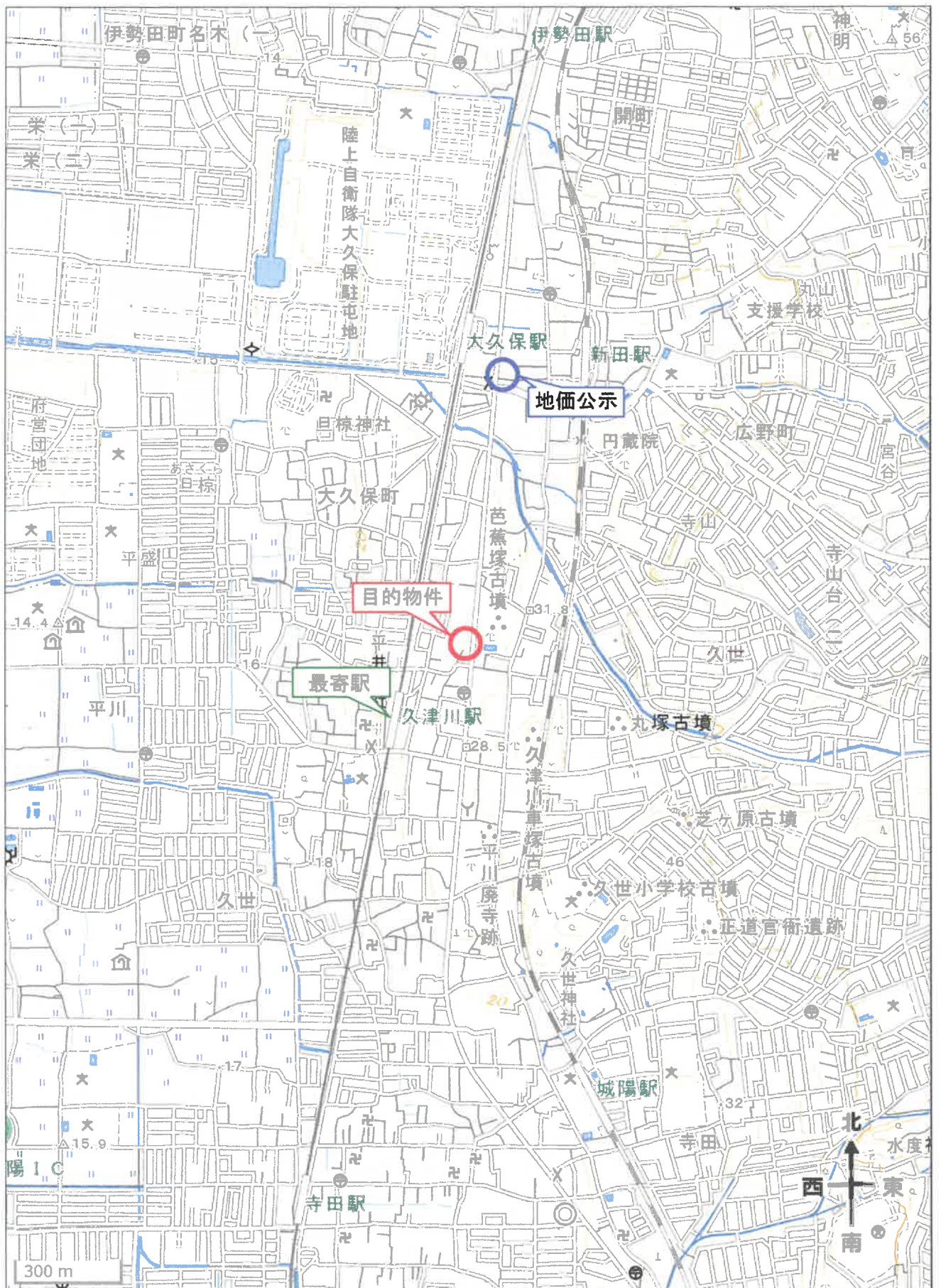
物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 城陽市平川茶屋裏 |
| | 地 番 | 4番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 50.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 城陽市平川茶屋裏 |
| | 地 番 | 5番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.09平方メートル |
| 3 | 所 在 | 城陽市平川茶屋裏 5番地2 |
| | 家屋 番号 | 5番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 41.12平方メートル
2階 41.12平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 浴室・便所 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 12.13平方メートル |



第 1 図 目的物件の位置図

地理院地図
GSI Maps



出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用

地理院地図
GSI Maps



出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用